

佐賀県における大学入試センター 試験の実施に関する協定書

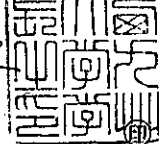
佐賀大学及び西九州大学並びに佐賀女子短期大学は、大学入試センター試験の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

- 1 大学入試センター試験は、上記3大学が共同で実施する。
- 2 大学入試センター試験の会場は、佐賀大学とする。
- 3 西九州大学及び佐賀女子短期大学は、佐賀大学を会場とする大学入試センター試験の実施に関し、佐賀大学と協議の上、監督者等を派遣するものとする。
- 4 その他大学入試センター試験の実施に関し必要な事項は、3大学がその都度協議する。
- 5 この協定は、3大学の代表者が署名した日から効力を生じ、当該年度の末日まで有効とする。ただし、いずれかの大学が廃棄の意志を通告しない限り、引き続き更新されるものとする。

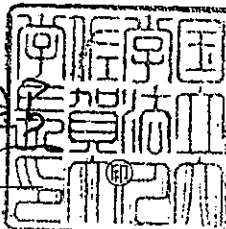
上記協定締結の証として、協定書3通を作成し、それぞれ押印のうえ各1通を所持する。

平成20年6月16日

西九州大学長

福元裕二 

佐賀大学長

長谷川 

佐賀女子短期大学長

高島忠平 